「五ヶ条の御誓文」の特質 ゆがめられた近代化の軌跡

五,

ところで福井県として平成十七年(二〇〇

由利公正筆「議事之体大意」、福岡孝弟

「会盟」の原本を入手し、福井県立図書館に

政権の基本方針を明らかにした歴史的プロパ 発布されたが、これはまぎれもなく明治維新 戊辰戦争での政府軍の勢力が圧倒的に高ま 江戸開城を間近にひかえた慶応四年(一 「五ヶ条の御誓文」が \equiv 上 夫 福岡藤次(孝弟)の前案を清書したるもの」 与三岡八郎の起草せし国是五ヶ条」と「参与 いる。よって本資料は、同書に掲載された「参 利公正伝』(大正五年〈一九一六〉八月一五 跡をみると、由利公正直筆のものであるとは 展示して、県民の間にも大きな論議を呼んだ。 日光融館刊)掲載のものとまったく一致して 箇所があり、そのいずれもが三岡丈夫著『由 子市)の旧蔵品であったこと、さらにその筆 っきり認められる。当資料には多くの虫食い この資料がまぎれもなく由利淳三郎家(逗

課題

は、 文献が、はからずも福井県内に収まったこと 維新後長らく所蔵していた草稿を巻子に仕立 てたものと思考される。こうした甚だ珍重な が認められる点から、金子の進言で由利家が まぎれもなく、 本資料には、由利の同志金子堅太郎の箱書 誠に喜ばしい限りである。 「五ヶ条の御誓文」の基底

規則として、「議事之体大意」を作成し、そ

の後福岡孝弟(土佐藩)が由利案の条文の順

は周知のとおりである。

新政府の発足後間もなく、

由利は議事所の

福井藩出身の由利公正により作成されたこと ガンダであった。ところでその最初の草案が、

の原本であることが分かる。

八六八)三月十四日、

をふまえることを付記する。 じくも指摘する「上から von oben の近代化 価値は極めて高いものといわねばならない。 議公論」主義をしっかりふまえ、望ましい日 進的なアイデアによるもので、福井藩論の「公 揮させて、新政の基本にしようとする甚だ先 的性格をいかに露呈させるかという課題意識 建的性格、つまり「プロシヤ型の道」の歴中 路線を指向する明治政権の絶対主義的、半封 められたことは端的に認めざるを得ない。 治以降の日本近代化路線のうえで著しくゆが 本近代化路線を描き出した点で、その歴史的 この点、わが恩師の高橋幸八郎教授がいみ ただ現実は、肝心の「御誓文」の趣旨が明

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

いては、すでに論及したところであるが、そ 感されるわけである。 真実の歴史過程を精密に検証する必要性が痛 の内容を再検討して、ゆがめられた近代化の なお「五ヶ条の御誓文」の歴史的性格につ

二、由利草案の先進性

「五ヶ条の御誓文」の最初の起草文、つま

て発布したのである。 序や字句の一部を改めさらに木戸孝允(長州 が修正を加え、 「五ヶ条の御誓文」とし

となる由利案が、民衆層の力を精いっぱい発

る。

り由利案の文面では、かねて福井藩が懸命にり由利案の文面では、かねて福井藩が懸命にとする極めて先進的な発想による「公議論」路とする極めて先進的な発想による「公議論」路られる。

由利案の第一条の条文に「庶民志を遂げ」というのと「御誓文」の第三条の「官武一途底民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ」とでは、「庶民」のとらえ方のうえで著しく異なる。また由利のとらえ方のうえで著しく異なる。また由利のとらえ方のうえで著しく異なる。また由利のとらえ方ので、「土」とか「民」とかの身分の差別を越えて「土」とか「民」とかの身分の差別を越えている。

る。

福井藩の幕政に対する鋭い批判に基づいている計画利案の第五条の「万機公論に決し」は、「御誓文」の第一条に掲げられているが、こ「大いに言路を開き天下と公共の政をなせ」を同じ性格のものである。要は春嶽をはじめと同じ性格のものである。要は春嶽をはじめと同じ性格のものである。要は春嶽をはじめと同じ性格のものである。要は春嶽をはじめ、

とりわけ、春嶽がたえずいましめたのであれば、春嶽がたえずいましめたのは、幕府の「私政」であった。幕府は「私」のために開国し、尊攘派を弾圧した。また「私」のために攘夷決行や長州征伐など行ったことが全国を政治社会的に混乱させ、ついに幕府は身も破滅せざるを得なかったと判断する。自身も破滅せざるを得なかったと判断する。自利としても「幕府」の「私政」は絶対には、とづく「公議公論主義」こそ、新政としたのであとづく「公議公論主義」こそ、新政としても、「本政治的課題としたのである。

なにぶん由利が師と仰ぐ横井小楠の思想大工道論)と「大義論」がしっかり導入されている。由利案第三条「知識を世界に求め広く皇基を振起すべし」は、福岡案では第四条、「御誓文」第五条に掲げられるが、小楠がとりわけ重視する「大義論」として、当時の国家を超えた普遍的原理 – 究極的な「天」の理念の想定のもとに、「天帝」観念を創出して、「7」から、国家の在り方を規定したわけでたが – から、国家の在り方を規定したわけで

ある。そこには偏狭な国益中心主義を止揚しある。そこには偏狭な国益中心主義を止揚しある。そこには偏狭な国益中心主義を止揚しある。

義」が貫徹するものと考えたい。 ジア、東アジアさらに世界に共通する普遍主ジア、東アジアさらに世界に共通する普遍主原理として評価すべきもので、まさしく「ア原理として評価すべきもので、まさしく「ア

とることができる。 する。したがって由利は、 ナシ」(『石田英吉文書』 の第五条に取り入れられるが、龍馬は八つの よる「公議」第一主義の龍馬の考え方が判明 も、福井藩論と全く共通する「私政」廃棄に いとの極めて厳しい所説が見られる。 と結び、 条文を掲げた後に、「強抗非礼公議ニ違フ者 八策〉において、第二条のなかの「万機宜シ ハ断然征討ス、権門貴族モ貸(仮)借スル事 ク公議ニ決スベキ事」は、いみじくも由利案 「五ヶ条の御誓文」 実は坂本龍馬の「新政府綱領八策」へ船中 「公議ニ違フ者」は絶対に容赦しな で見事憲章化したとみて 国立国会図書館蔵 龍馬の政治綱領を

三、「民撰議院設立」建白への参加

明治四年(一八七一)七月の廃藩置県は、「有司専制」の官僚主導体制への道をひらくこととなる。明治政権の機構は改められ、太政官三院(正院・左院・右院)の左院は集議政官三院(正院・左院・右院)の左院は集議が、現実には正院のもとにある諮問機関に後が、現実には正院のもとにある諮問機関に後

しかも当時の集権化する中央政権の実態は、確・長・土・肥出身官僚が独占的となり、しかも薩・長が首座を争うという有様で、いよいよ藩閥専制化の方向をたどることになる。「閥」の政治理念は「私政」につながるものであり、かねての由利らの「公議論」路線が厳しく戒めたところで、この点、明治十年代に全国的に高まる自由民権運動のきっかけとなる「民撰議院設立の建白」を行わせる結果ともなる。

れた愛国公党で協議し、板垣退助・後藤象二心に明治七年(一八七四)一月十二日結成さ「建白書」の作成に当たり、板垣退助を中

れようであった。 野主殿介)ら数名を同社に誘うという熱の入野主殿介)ら数名を同社に誘うという熱の入野主殿介)ら数名を同社に誘うという熱の入(11)

さらに由利は、愛国公党の「同志集会の場」

える。

そこで「建白書」ではまず、「臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す」と、もっぱら藩閥有司専制に対する非難、攻と、もっぱら藩閥有司専制に対する非難、攻と、し、人民の通議権理を立て、天下の元気を鼓撃し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝国を維持振起し、幸福安全を保護せんこと(後略)のためには、ぜひ民撰議院を創設すべきであると訴えたのである。

維新政権の政治方針「五ヶ条の御誓文」の由こうした「天下の公議」による政治こそ、

に対して、鋭い批判と反発を試みたものとい画策した政治理念が大幅にゆがめられたことれ」の「私政」反対の趣旨にまったく符合すれ」の「私政」反対の趣旨にまったく符合すれ」の「私政」反対の趣旨にまったく符合す

あり、 議院」の歴史的性格は否めないが、いみじく 規定するなど、「士族及び豪家の農商」にそ 民其名代人を択ぶの権利を一般にせんと云う にならねば、十分の処まで成就はしないとい 会を起して、所謂憲法を御定めに成てお遣り きも、村会・県会・国会と云う事の上に於て、 に専ら意を注いで居たから、西洋へ行ったと 名実ともの立法機関とはみなし得ない「民揺 姑らく此の権利を保有し得せしめん而已」と には非ず。士族及び豪家の農商等をして独り ふ考であった(後略)」と説いたほどである。 余程心を用ゐて調べて来て居て、是非とも議 して、「私は御維新の当初から会議といふ事 の「権利」を「保有」させるという思考は もちろん愛国公党の組織的母胎は士族層で 由利は、 「今夫れ斯議院を立るも、亦遽かに人 「建白書」に署名した当時を回想

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

に深くかかわるものと考えたいのである。する同党の主張こそ、由利の「公議論」路線も「御誓文の意味を拡張せんとする而巳」と

四、建白の社会的背景

件の一揆が数えられ、そのうち一万人以上の きたのである。 ら中旬にかけて、敦賀県(現・福井県)で起 につぐほどの大がかりなものが、三月上旬か 集中する。 決起が一一件、そのなかで六件が明治六年に 八七一)から七年までの四年間に全国で八九 揆、打ちこわしがあげられる。 しては、全国各地で続発した農民や民衆の 大野・今立・坂井三郡下に拡大し、 こうした「建白」を行わせる社会的背景と 同年で福岡県下の大一揆 (図、参照)。 明治四年 (六月) 揆勢

動としての性格がきわめて顕著である。

撃対象からみて、

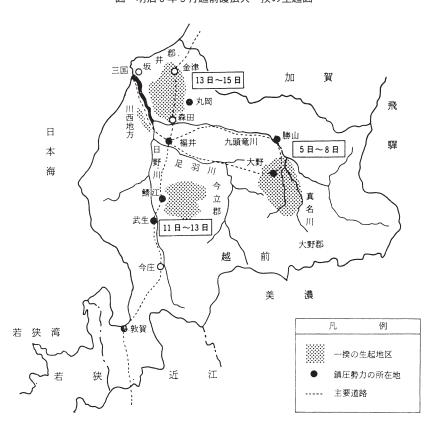
藩閥専制化政権への抗議行

過程でのさまざまな要求の内容や、する宗教一揆の様相をみせながら、

それに攻

地帯での明治政権の一方的な教化政策に反発が三万人以上も出動する。表向きは越前真宗

図 明治6年3月越前護法大一揆の生起図



拙著『明治初年真宗門徒大決起の研究-越前護法大一揆分析-』(思文閣出版、昭和62年) 所収。

大一揆の主な階層は、真宗寺院僧侶とともた、農村で一部上層農のほかに中層農さらに、農村で一部上層農のほかに中層農さらに、農村で一部上層農のほかに中層農さらに、

られて大一揆へと高揚したのである。

真宗門徒としての共通な「同朋」意識に支え

大野郡下の大一揆のるつぼと化した大野町の場合、元足羽県支庁の焼き討ち〈そのためえ、町内の戸長が預かっていた地券(壬申地え、町内の戸長が預かっていた地券(壬申地え、町内の戸長が預かっていた地券(壬申地方)をことごとく一揆勢が奪取して焼き払う。がる区戸長層(豪農商)に集中する。がる区戸長層(豪農商)に集中する。

また今立郡下で一揆のもっとも高揚した栗田部村の場合、豪農商の筆頭として攻撃対象の矢面に立たされた木津群平は、明治四年二月郷長、同年六月戸長、五年九月今立郡地券掛、六年一月より第二四大区・区長をつとめるなど、明治政権の末端につながる代表的なるなど、明治政権の末端につながる代表的なるなど、明治政権の末端につながる代表的なるなど、明治政権の末端につながる代表的ない。

ところで大野町では、一揆の猛勢にたじろ

このように、結局のところ一揆勢の敗退にけ入れながら、敦賀県庁ではただちに、名古け入れながら、敦賀県庁ではただちに、名古台兵の進駐のもとに、郡内の出動者の一斉検挙に乗り出した。刑罰は意外に厳しく、主導者六人は捕縛からわずか半月たらずの四月四日に判決があり、即日処刑されている。このように、結局のところ一揆勢の敗退に

はなはだおびえたのである。りでなく、県下一円にわたり大一揆の再燃に動きとして、打ちこわしを受けた罹災者ばか

終わった格好だが、その後の区戸長層全般の

亀裂が入るばかりでなく、その瓦解を招くと ・に訴えている。なにぶん県側からすれば、こうした末端支配層の区戸長が動揺して辞職すれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きなれば、ただちに明治政権の支配組織に大きない。

危惧するわけである。

これに対し、政府は四月十日、県に対して総額三、一〇〇円を大野・今立両郡下の計一三名に貸与して救助するよう指令した。その際、同じ大一揆による被害者でも、区戸長等の役職のない寺院や豪農商層には貸与されておらず、権力支配の末端統治組織を保持しよおらず、権力支配の末端統治組織を保持しようと腐心する明治政権の企図するところは余りにも明瞭である。

衆層からの熾烈な反発であったといえよう。とこでこの大一揆で表面化した「地券忌避」の件は、明治十一年(一八七八)以降の動」につながり、しかもその展開過程のなかから、国会開設を求める「越前自由民権運動」が生成する。この点まさしく由利らの「公議が生成する。この点まさしく由利らの「公議が生成する。この点まさしく由利らの「公議が生成する。

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

五、鈴木市長への由利「祝辞」

十二年二月、福井が市制施行地に指定され、四月、市制・町村制の公布にともない、翌二周知のとおり、明治二十一年(一八八八)

三上

長に旧福井藩士の鈴木準道が選任された。(32)福井県下で唯一の市として発足し、初代の市

同八月十八日に、福井市役所の開庁式が盛

ある。

主義の趣旨をふまえており、また横井小楠の 懸命になっている。こうした政治理念こそ、 をかうのは必然だと厳しく戒めたのである。 かれが幕末の藩政にかかわったときからの持 を呈した。そのなかで、かれは「公共ノ道ニ 由利が「祝辞」(福井市立郷土歴史博物館蔵) 由利の場合は、市政の公共性を訴えることに 違反した政治をすれば、 ル、慎マサルヘケンヤ」と、「公共ノ道」に 無党地方全体ノ為ニ謀リテ偏依セス」と述べ、 心アリ、公共ノ心ヲ心トスルモノハ、則無偏 ヨリテ公共ノ責ニ任スルモノハ、自ラ公共ノ 大に挙行されたが、その際鈴木市長に対して ノ道ニ背ケハ、特ニ多数ノ怨ヲ招クノミナラ 「若或偏党相依頼シ、目前ノ小利ニ迷ヒ公共 - 地方自治」の公共性を力説する。さらに、 国家ノ不利ヲ来シ、勅令至仁ノ本旨ニ戻 般に「祝辞」といえば、相手の人物を称 一応の祝意を表するのが普通であるが、 「五ヶ条の御誓文」の 地域住民多数の怨み 「公議公論

(「国是七条」) にも符合する筋合いのもので「大いに言語を開き天下と公共の政をなせ」

六年間、かれが丹念に記した『市務日誌』(以日より退任の二十八年四月二十七日までの約実は鈴木が市長就任期間の二十二年五月二

基礎の確立につとめたことがわかる。『日誌』 市長の本務と考えるなど、 テ衆庶ノ幸福ヲ増進シ (後略)」ていくのを 度ヲ施シ、以テ愈自治ノ精神ヲ養成シ、 ナキニアラサルモ、今ノ時ニ及テ完全ナル制 たが、その際「謹而我政府カ市制ヲ公布セラ は前述の市役所開庁式において、式辞を述べ かれはまず市政諸機構を整備し、 下 レタル旨趣ヲ案スルニ、本邦古来自治ノ習慣 ノ行政ト地方共同ノ事務ト共ニ、其全キヲ得 (二十二年八月十八日の条) のなかで、鈴木 『日誌』と略称)を残すが、それによると、 鈴木がさきの由利 自治行政の 国家

がはっきりうかがわれる。しかもその基本理精いっぱい尊重しようとしたかれの政治姿勢なにぶん「地方自治」のワク内で、民意を

ある。

の「祝辞」の見解にしっかりと応えたわけで

とをみてとることができる。 念には、まさしく由利哲学が深くかかわるこ

六、由利「詔書奉読所感」

吐露したものとして注目される。
氏寿を全うした由利が、赤裸々な生活信条を記録化されている。それによると八十一歳のが、同月に述べた「処世談」がが、日利は明治四十二年(一九○九)四月二十

よる これがはからずも由利の辞世の句ともなった。 通じて堅持されたことはいうまでもない。 取り組んだが、こうして創成された学問観に 小楠の『大学』三綱領の「学話」にいたく感 銘し、これを機会に『大学』の勉学に真剣に 国巡歴の途次福井城下に来訪した際、 した『大学』三綱領の教えをふまえたもので、 る。まさしく、かれが学問的にもっとも重視 も大切な心構えでなければならないと力説す 私情」に動かされない「至誠」こそ、 横井小楠が嘉永四年(一八五一)六月、上 つまり、ものごとに処する場合に、 「至誠」 一の強じんな生活信条が、 もっと

維持発展をはかる企図が秘められていた。 友会などの政党の伸張を押さえ、官僚勢力の 年七月に成立した第二次桂内閣には、立憲政 き、勤倹や上下一致思想を訴えることによっ 戦争後の農村の著しい疲弊や風紀の弛緩につ 自彊息マザルベシ」と説く。なにぶん日露 俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相誠メ、 更張ヲ要ス、宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服 とにする。同年十月十三日に発布されたこの 戊申詔書」は、 由利の そこで、この「処世談 克服しようとしたのである。もちろん同 勤倹産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、 「詔書奉読所感」に視点をすえるこ 「戦後日尚浅ク、庶政益々 の前年、 四十一年 醇^に 厚

由利は、この詔書は、かって維新政権下で自分が最初に起草した「五ヶ条の御誓文」の自分が最初に起草した「五ヶ条の御誓文」の連旨とも深くかかわるものとして「誓文」第一条「上下心ヲーニシテ盛ニ経綸ヲ行フベン」と第三条「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ス」の条文をしっかり実践するならば、「意放逸と云ひ、奢侈淫靡といふ如き弊」は絶ってなくなるはずであり、それが問題になるえてなくなるはずであり、それが問題になる

のは、「事に当るものに経綸の識が無く、民心が倦んだ証」であると激しく追及するのである。そして「国是」(註、五ヶ条の御誓文)が発布されてから四十一年を経たにもかかわらず、「政治の局に当るもの」が、この趣旨を十分実践できずに戊申詔書の制定となったのは、其だ残念至極であると結論づける。のは、其だ残念至極であると結論づける。

を込めたものといえよう。
本近代化路線のうえで満足に生かされずに、
本近代化路線のうえで満足に生かされずに、

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

七、「五ヶ条の御誓文渙発七〇周年」記念

式典

年へ一八六〇〉」の趣旨が、由利により「御 を案の御誓文渙発七〇周年」で、衆議院本会 (空) の「福井新聞」で、由利の盟友金子堅太郎が、 の「福井新聞」で、由利の盟友金子堅太郎が、 (空) の「福井新聞」で、由利の盟友金子堅太郎が、 (空) の「福井新聞」で、由利の盟友金子堅太郎が、 (空)

> 発七〇周年式典」が衆議院本会議で挙行され 御誓文渙発七〇周年」の記念式典が衆議院本 だけに、大いに注目をひくところである。 誓文」のなかに憲章化されたものであると記 していなかった何よりの証左である。 と自体が、 たわずか四ヵ月後に日中戦争がはじまったこ へと拡大する。この点、 って日中戦争がはじまり、 七日蘆溝橋事件が勃発しこの事件が契機とな 会議で挙行されてから約四ヶ月後の同年七月 な思想大系が貫徹されていることを明示する 述する。 そこで前述の昭和十二年三月の「五ヶ条の まさしく由利が師と仰ぐ小楠の偉大 「御誓文」の本旨がまったく定着 「五ヶ条の御誓文渙 その後太平洋戦争

とおりである。
未聞の悲劇的な結末に終わったことは周知のらす日本ファシズム体制の完敗により、前代らす日本ファシズム体制の完敗により、前代とおりである。

八、東久邇宮内閣の明言

指した「御誓文」の真意がはっきり蘇生する太平洋戦争で日本の完敗により、由利の目

を断言したわけである。 体が厳しい自己反省に立たねばならないこと ゆがめられ、いわば「画餅」に似た弊風に堕 重・民生安定・平和主義が力説されている。 対して、 十八日、 したことを率直に認め、この際、 本近代化路線のなかで、「御誓文」の本旨が ことになる。昭和二十年(一九四五) 「五箇條の御誓文こそ根幹」として、 要は東久邇宮総理としては、明治以降の日 「一億総懺悔・皇国再建へ」と題し、 東久邇宮稔彦総理が内閣記者団 わが国民全 民意尊 八月二

九、総括

型」の領域を脱却できなかったことは、はっ型」の領域を脱却できなかったことは、現実の歴史過程がなによりも雄弁に物語っている。
この点、さきに問題提起した高橋幸八郎教なによりも雄弁に物語っている。
なによりも雄弁に物語っている。
なによりも雄弁に物語っている。

きり認めざるを得ない。したがって「御誓文」 の真精神の実践こそ、依然として日本国民に の真精神の実践こそ、依然として日本国民に とっての甚だ重要な今日的課題でもある。 とりわけ由利公正により「御誓文」のなか に導入された横井小楠哲学の基本とされる 「大義論」つまり偏狭な国益中心主義を超越 し、"真の近代化=民主化"の必然性が胚胎 する普遍的原理〈四海同胞主義〉を精いっぱ い尊重すべきことが改めて痛感される。 この点、国際連合など国際的規範としても、 一分堪え得るものであり、今後の極めて重視 中分堪え得るものであり、今後の極めて重視

注

- (1) 吉田健「由利公正と五ヶ条の誓文」(草案)[三上一夫・舟澤茂樹共編著『由利公正のすべて』(新上一夫・舟澤茂樹共編著『由利公正のすべて』(新田利案が福岡孝弟(土佐藩)の列侯会議の考えにより修正された経緯を説いている(118~122頁、参照)。]
- も、はじめて原本に接し、いたく深い感銘をおが原本持参のうえ拙宅に来訪され、三上としてと県立図書館司書(松平文庫所管)長野栄俊氏

ぼえたところである。

- (3)高橋幸八郎編『日本近代化の研究(七)』(東 と国家が「上から」von oben の改革により、新 研究視角と思考される。 的な歴史的性格を把握するうえで、甚だ重要な 道」をたどると論ずるが、 ロシヤ型の道」〈「妥協」の保守的な道〉を設定 伝統的な社会関係をもちこみ、温存してゆく「プ たな近代社会の母胎内に旧生産様式の諸要素と ンス型の道」〈革命的な道〉と、封建的土地貴族 の全面的廃棄を「下から」den bas 果たす「フラ 農民大衆の不断の反封建闘争によって、封建 教授は『近代化』路線の「二つの道」つまり、 京大学出版会、 日本の場合は明確に後者の「プロシヤ型の 昭和四十七年)の序文で、高橋 「明治維新」の基本
- 真、参照。(4)『「五ヶ条の御誓文」の歴史的性格-「画餅の(4)『五ヶ条の御誓文」の歴史的性格-「画餅の
- 昭和六十一年) 23頁。中心に-』(日本海地域史研究叢書、文献出版、中心に-』(日本海地域史研究叢書、文献出版、
- 子の道を明らかにし、西洋器機の術を尽さば何ー」(『若越郷土研究』45の5、平成十二年)に・大平の渡米に際して贈った送別の辞「堯舜孔・大平の渡米に際して贈った送別の辞「堯舜孔・大平の道を明らかにし、西洋器機の術を尽さば何

理想的な政治社会像を端的に表現するもので、 ぞ富国に止まらん、 した (65~8頁、参照)。 国際平和社会連帯の構想を創出した経緯を検討 国家原理」をふまえて、お互いに協調して築く ナショナリズムを止揚して、「仁政」の 手段であり、窮極の目標として、各国の偏狭な かれは、 を四海に布かんのみ」の文意は、 強兵」の重要さを説くが、それはあくまでも 人間性に基づく倫理性を軸に、 何ぞ強兵に止まらん、大義 小楠の目指す 「富国 「儒学

胞の実を挙げるために努力すべきことを、 べきであって、日本は進んで万国平和・四海同 世界の国々は普遍的原理=大義に従って協調す も軌を一にするものと考えたい は念願したのである。」(56頁)と説くところと 現実的課題として、「世界平和主義」をかかげ、 論叢』六七号、平成元年)が、当時の国際上の 「一藩あるいは一国のエゴイズムを超越して、 なお、中拂仁 「横井小楠の政治思想」(『政治

- (7)平石直昭「主体・天理・天帝(一)ー横井小 楠の政治思想ー」(東京大学社会科学研究所 といえる。 との関連で理解すべきことを端的に示したもの 出につき、かれの思想の根幹となる「三代の学」 るところは、小楠の晩年の「天帝」の観念の創 会科学研究』二五の五、昭和四十九年)の論ず
- 8) 山崎益吉『東アジアと日本―普遍主義を求め

12

前掲『由利公正伝』434頁。

[実話] の冒

- の重要な指針になるものと思考される。 開したことは、今後の東アジア諸国の共同研究 う課題意識をもとに、小楠の儒学思想を「普遍 主義」として位置づける分析視角から論旨を展 想がアジアや世界に対して普遍性をもつために 想と現代化」(於北京、一九九三)研究会で、「日 科学院経済研究所主催 九の一、平成五年) 8頁。 は、どのような条件を備える必要があるかとい ったが、そのなかで、日本の経済、社会経済思 て-』(『高崎経済大学附属産業研究所紀要』二 本経済思想史の現状、 方法、課題」の報告を行 「東アジアの経済社会思 山崎氏は、中国社会
- 9 中心に一』(前掲書) 拙著『日本近代化の研究-福井県下の動向を 24 ~ 26 頁、 参照。
- (10)「建白書」が左院に提出された翌十八日、 外評論』『草莾雑誌』などの民権派雑誌が刊行さ また翌八年から九年にかけて、 を呼び、その後各地に民権政社が結成される。 クが東京で創刊) に発表されると、大きな反響 失望した識者層には、この れたが、要は維新政府が成立当初に宣言した「万 全文が『日新真事誌』(注、明治五年英人ブラッ 政治」を約束させるきっかけの働きを果たした 機公論」による「会議政治」の実現を期待して のとみることができる。 「建白書」が 『評論新聞』『中 一会議 その
- (11) 三岡丈夫『由利公正伝』 (前掲書) 434頁

頭に所載

- (13) 板垣退助編 『自由党史』 (岩波文庫 (上)) 107
- (4) 前掲『自由党史』104頁
- (15) 拙著『明治初年真宗門徒大決起の研究-越 上錦、 により、 見された敦賀県官員による現地からの書翰や諸 的動向に視点をすえることにより一段と明確化 のであるが一がいかなるものかは、 は「護法一揆」自体の歴史的性格を規定するも において、 おける諸矛盾に対する反対要求の性格をはらむ あくまで明治政権の絶対主義化への推進過程に どの諸記録綴『暴動始終奏上簿』(福井県坂井市 報告及び同県より中央政府への諸報告の控簿な 護法大一揆分析-』(思文閣出版、昭和六十二年) において、昭和四十三年(一九六八)に新に発 「護法一揆」の様相をみせながら、その実態は 揆として把握せねばならぬ論拠を提起した。 富永亮一郎氏所蔵)を中心に関係諸史料 大一揆がいかにも直接的要因のうえで 一揆側の諸要求の基本的課題-それ 大一揆の展

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

- (16) 『前掲書』 第三章 「諸要求、その主導的諸階層_ する。 開過程における攻撃対象と主導的諸階層の具体 (66~110頁、 参照。
- (17) 『前掲書』第四章官側の対応第二節末端支配層 の動向、171~173頁、参照
- して勤務し、 鈴木準道は、維新後は、郡奉行(今立郡)と 福井藩民政局大属·福井県権典事

- 長に選任されたのである。
 ころが、福井市政の発足に際し、はからずも市ころが、福井市政の発足に際し、はからずも市などを歴任したが、のち旧藩主松平家の家扶と
- (19) 鈴木準道『市務日誌』(福井市立郷土歴史博物館蔵)。『福井市史』資料編2・近現代2(福井市、平成六年)は、『市務日誌』の二十二年度分を収録する(41~8頁)。
- (21) 拙稿「明治末年からの回顧」『由利公正のすべ(20) 拙稿「初代鈴木市政の特質」(福井市立郷土歴

利公正のすべて』)で、由利が「戊申詔書」の内なお松浦玲氏も、「由利公正の晩年」(前掲『由平成十三年)28~29頁、参照。

て』(三上一夫、舟澤茂樹編著、新人物往来社、

五日付)。(22)福井新聞社刊『福井新聞』(昭和十二年三月十

容に反対した事情に言及する(206頁)。

(23)同社刊『福井新聞』(昭和二十年八月三十日付)。